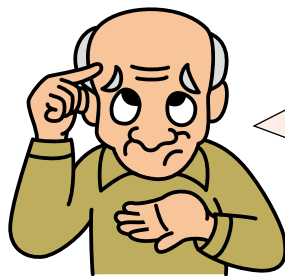


# 国民年金保険料追納のご案内

そんなときには  
「追納制度」!

余裕ができた時に国民年金保険料を追納し、通常の国民年金納付期間とすることができます。



国民年金の保険料を免除したのはいけれど、将来もらえる年金額が少なくなるなあ

**10年前まで保険料を払えます!**

通常、国民年金を滞納していた場合、時効の関係で2年以内の保険料しか支払いすることができません。しかし、免除制度を利用していただけの場合の追納制度を利用すれば過去10年前までの国民年金保険料を支払うことができます。

国民年金保険料の免除を受けた期間や猶予期間は、老齢基礎年金の受給額に反映されなかったり減額の対象となります。もし余裕ができたなら、後払いで支払っておいたほうが、将来もらえる年金額をふやすことができます。

また、国民年金保険料は支払った金額全額が「社会保険料控除」になりますので、節税にもつながります。満額の年金を受け取るためには、「追納制度」をご利用ください。

※免除の承認を受けた3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料に加算金がつきますので、早めの追納をおすすめします。

年度	全額免除・納付猶予 学生納付特例	4分の1納付	半額納付	4分の3納付
平成11年度	16,190円(2,890円)	—	—	—
平成12年度	15,560円(2,260円)	—	—	—
平成13年度	14,960円(1,660円)	—	—	—
平成14年度	14,390円(1,090円)	—	7,200円(550円)	—
平成15年度	14,180円(880円)	—	7,090円(440円)	—
平成16年度	13,980円(680円)	—	6,990円(340円)	—
平成17年度	14,010円(430円)	—	7,010円(220円)	—
平成18年度	14,070円(210円)	10,550円(160円)	7,030円(100円)	3,510円(50円)
平成19年度	14,100円(0円)	10,570円(0円)	7,050円(0円)	3,520円(0円)
平成20年度	14,410円(0円)	10,810円(0円)	7,200円(0円)	3,600円(0円)

※平成22年3月末日までに追納する場合の1ヵ月分の保険料額 ( )内は加算額です。

※追納のお申し込みは、市役所年金課かコザ社会保険事務所(☎933-3437)へご相談ください。

**継続申請の結果通知を  
受け取られた方へ**

免除申請の結果通知が「承認」で、さらに「期間延長承認」となっている方は、次年度以降は結果通知が届くのを待ちください。

※継続を希望したうえで免除を申請していても(全額又は若年者納付猶予のみ継続希望可)、年度毎に所得審査がありますので世帯構成や所得に大幅な変動がある場合は免除が承認されない場合があります。

結果通知が「不承認」で免除が却下された方へは、納付書が届きます。全額免除又は若年者納付猶予が不承認となっても、一部免除(3/4免除・半額免除・1/4免除)に該当する場合がありますので、年金課までご相談ください。

## 夜間年金相談実施します!

☆☆本庁(具志川庁舎)のみ☆☆

8月は毎週木曜日と金曜日の午後7時まで、夜間年金相談を実施します。

お仕事で日中に時間のとれない方、免除希望の方はご利用ください。